

大阪府みどりの基金 みどりの風の道形成（グリーンストリート支援）事業の 樹木等配布先の選定について(案)

1 事業の概要

みどりの風促進区域内の主要路線及びそれに交差する路線の沿道において、連続性があり府民が実感できるみどりの創出に資する民有地緑化活動に対し、樹木、プランター等の緑化資材の配布を行う。

2 選定の考え方

申請のあった本事業の実施計画書について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第2及び大阪府みどりの基金 みどりの風の道形成（グリーンストリート支援）事業実施要領第6条の4の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果に基づき大阪府が予算の範囲内で配布先を決定するものとする。

(1) 採択要件

- ・道路等の公共空間と隣接する民有地が一体となったみどり空間として創出されるものであること
- ・維持管理計画が策定されていること
- ・1申請当たりの支援上限は**5,000**千円、樹木の場合は**20**本以上植栽すること
- ・資材の上限単価は**100**千円未満（1本又は1セット当たり）
- ・事業実施後**5**年間、緑化状況を府へ報告すること

(2) 採択順位の決定

- ・本事業は、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。
- ・申請者によるプレゼンテーションは、事業計画が一定規模を超えるものについては、事業継続性、事業に対する地域の意欲等を確認する必要があるとの観点から、申請金額が**50**万円を超えるものを対象として実施する。
- ・審査については、応募のあった事業について次の項目、基準により以下の配点で行う。

審査項目	評価の基準	配点	評価
①緑の量感	・まとまりや連続性があり、みどりを実感できる植栽計画となっているか	30	
②緑視効果	・良好な景観に寄与し、十分な緑視効果が期待できる内容となっているか	30	
③立地条件等	・道路などの沿道と一体となった植栽計画となっているか。十分な植栽基盤が確保されているか。	30	
④維持管理	・適切で継続的な実施が見込まれる計画となっているか	30	
小計		120	
⑤加点項目 (特筆事項の有無)	・上記以外に、特筆すべき内容があると認められるもの（リサイクル認定製品の使用、雨水利用など環境配慮がなされているか、など）	20	
評価点合計		140	

- (3) 審査委員の合議により加点項目も含む上記①～⑤の評価点を決定し、その合計点が高得点の事業から予算の範囲内で採択する。ただし、同点となった事業については、部会の審議により採択順位を決定する。
- (4) 審査に当たっては、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。(①～④の評価点小計の平均値が **60** 点に満たないものは不採択)
- また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については、審査対象から除外することとする。